

(証券コード 7040)

2022年6月9日

株 主 各 位

神奈川県平塚市馬入本町13番11号

株式会社 サン・ライフホールディング

取締役社長 比 企 武

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大に関しまして、現時点では引き続き予断を許さないものとなっており、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、未だ感染拡大が懸念される状況下での開催となるとの見通しのもと、適切な感染拡大防止策を実施の上、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、このような状況に鑑み、株主様の感染リスクを避けるとともに、事業継続に対するリスクを最小限に抑え込むため、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただき、接触機会を限りなくなくすことのできるようご協力お願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませよう切にお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日） 午前11時

2. 場 所 神奈川県平塚市榎木町9番41号
ホテルサンライフガーデン

「株主懇談会」の開催はございません。

また、ご来場記念品の提供もございませんのでご注意ください。

感染拡大防止のため、状況に応じて当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第4期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第4期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 退任代表取締役に対する特別功労金贈呈の件

前記の通り、本株主総会は、株主様の新型コロナウイルス感染拡大リスクを避けるとともに、事業継続に対するリスクを最小限に抑え込むため、極力ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。株主様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案の賛否の欄に記載がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) 書面投票で、重複して議決権が行使されたときは、最後に当社に到達したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://sunlife-hd.jp/>) に記載しておりますので、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類には、当該事項は記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

以上

＜株主様へのお知らせとお願い＞

◎第4期剰余金の配当（期末）について

当社は、2022年5月9日開催の当社取締役会におきまして、第4期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の期末配当金について、当社定款第41条及び第42条の規定に基づき、2022年3月31日における株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、**株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって当社剰余金の配当を行うことができるという定めにより、1株につき16円（税込）の配当をお支払いすることを決議いたしました。**

第4期期末配当金は、2022年6月9日発送の「期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、同領収証の記載事項をご高覧のうえ、銀行取扱期間中（2022年6月10日から2022年7月11日まで）にお受け取りください。

銀行口座へ振込ご指定の方は、同封の「期末配当金計算書」及び「配当金振込先ご確認のご案内」をご確認ください。

なお、株式数比例配分方式を選択された場合のお振込につきましては、お取引先の口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。

◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のための当社の対応について

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場は可能な限りご遠慮いただきたく、ご理解ご協力をお願いいたします。当日ご来場いただいても状況によりご入場をお断りすることがございますのでご了承ください。
- ・ご質問事項については、事前にご質問をお受けいたします。
- ・本年度は、「**株主懇談会**」の開催はございません。また、ご来場記念品の提供もございませんのでご注意ください。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://sunlife-hd.jp/>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温及び体調確認を徹底のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前にご招集ご通知をお目通しいたごき、事前の書面による議決権行使をしていただきますようお願い申し上げます。
- ・当社役員につきましては、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続の観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席等の措置を取らせていただく可能性があります。ご了承ください。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://sunlife-hd.jp/>）に掲載させていただきます。

◎事前のご質問について

株主の皆様から事前にお送りいただいたご質問につきましては、本総会の目的事項に関するご質問で皆様のご関心の高いと思われるものを、当日までに当社IRサイト内の質疑応答ページにてお答えさせていただく予定です。

以下の方法によりご送付、ご送信されることにつきご協力をお願い申し上げます。

なお、いただいたご質問について必ずご回答することをお約束するものではありませんので、予めご了承ください。

(書面の送付先)

株式会社サン・ライフホールディング 第4回定時株主総会事務局

FAX : 0463-21-7269

(電子メールの送付先)

当社IRサイト <https://ir-sunlife.com/> 内

事業報告

(2021年 4月1日から
2022年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項**(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題****① 事業の経過及びその成果**

当連結会計年度におけるわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症蔓延の直接的、間接的な影響により、企業収益及び個人消費は停滞しております。さらには2021年11月に入りオミクロン株の世界的な流行により、依然として経済状況は不透明な状態が続いております。

また、「2021年人口動態統計速報」によれば、2021年（1月～12月）の出生数は約84万人に対し、死亡数は約145万人と自然減が続き、「内閣府2021年版高齢社会白書（全体版）」によると、2065年にはわが国の人口は約8,808万人、65歳以上の人口比率が約38.4%と、総人口の減少及び一層の少子・高齢化が予測されております。

このような状況下、当社グループにおける各事業の取り組みと業績内容は以下の通りであります。

(イ) ホテル事業（ホテル・ブライダル事業）

ホテル事業では緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発令、オミクロン株の世界的流行の影響を受け、予定しておりましたご婚礼、ご宴会、ご宿泊、レストラン、イベントの多くが中止もしくは延期となりました。引き続き飲食を伴うご宴席や集会の機会が自粛される情勢の中ではありますが、感染防止対策を取りながらご婚礼、ご宴会の施行の推進、お弁当販売、クリスマスケーキやおせち販売など、ご来場者以外の販売への取り組みをさせていただいたこともあり、売上高は前期比47.3%増の700百万円、営業損失は232百万円（前期は405百万円の営業損失）となりました。

(ロ) 式典事業（葬祭・法要事業）

式典事業では、競合環境の激化、新型コロナウイルス感染症の影響による儀式儀礼の小規模化の流れの中、お客様からご用命いただけるよう事業基盤を構築していくことが求められております。更なるご用命機会の拡大のために、2021年4月には一般葬、家族葬対応施設「サン・ライフ 小田急相模原駅前ファミリーホール」（神奈川県相模原市南区）、2021年12月には家族葬対応施設「ファミリーホール日野」（東京都日野市）を開設し、ご葬儀件数は増加しました。

また、お客様とのご相談機会を増やすため、イベント活用、広告による認知度向上策、ご相談体制の強化、人材教育を強化してまいりました。霊園事業については、東京霊園を運営管理する高尾山観光開発(株)での墓所の販売が好調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は前期比4.9%増の7,948百万円、営業利益は前期比10.6%増の1,658百万円となりました。

(ハ) 介護事業

介護事業では、介護サービスご利用者の増加とサービス向上に努めてまいりました。2022年2月から3月にかけてエミーズ東間門（静岡県沼津市）とエミーズ鴨宮（神奈川県小田原市）において新型コロナウイルス感染者の発生と営業休止の措置が取られたものの、売上高は前期比0.8%増の1,901百万円となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛によるサービス利用の減少や新規入居制限などもあり、営業損失は55百万円（前期は32百万円の営業損失）となりました。

(ニ) その他の事業

その他の事業では、各種手数料・管理収入、少額短期保険収入やハウスクリーニング事業等の増加があり、売上高は前期比32.8%増の505百万円となりましたが、当社事業用不動産の保守・管理コストの負担により営業利益は前期比5.5%減の14百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前期比7.1%増の11,055百万円、営業利益は、前期比559.4%増の354百万円、経常利益は前期比85.4%増の454百万円となりました。また、108百万円の減損損失を特別損失に計上したものの、将来の課税所得の軽減が見込まれることによる繰延税金資産を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比200.2%増の406百万円となりました。

② 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(イ) 経営方針

当社グループは、社訓に「お客様のために役立つ」、「お客様に信頼される」、「お客様のために常に力強く発展する」企業グループであることを掲げ、お客様のライフステージ全般をお手伝いさせていただく事業者となることを経営理念としております。顧客第一主義の原則のもと、事業の収益性を高め、持続的成長と企業価値の更なる向上を追求してまいります。また、2022年4月、東京証券取引所の市場区分がジャスダックからスタンダードに変更となり、コーポレートガバナンスの更なる強化に取り組んでまいります。

(ロ) 当社を取り巻く経営環境

急速に進行する少子高齢化と将来確実に訪れる総人口の減少、従来の標準的な人生設計の崩壊、第4次産業革命ともいべき産業構造の大転換等、当社グループは、経営環境の激変に直面しております。これらに加え、新型コロナウイルス感染症により、伝統的価値観の変容及び社会構造の変革を加速していると言っても過言ではありません。

(ハ) 当社グループの対処すべき課題と対応

i. 次世代経営陣への事業承継

当社グループは、1933年平塚市に仏壇・仏具・葬儀店「サカエヤ」を創業以来、2023年には90周年を迎えることとなります。またその先の100周年に向けて、次世代経営陣が新たな時代を切り開き、力強く経営していくためには、円滑な事業承継を果たし、盤石の体制を確立することが極めて重要な経営課題であると認識してきました。2022年6月開催の当社第4回定時株主総会后、代表取締役会長竹内恵司が退任し、専務取締役竹内圭介が代表取締役副社長に就任し、代表取締役社長比企武とともに、事業を承継してまいります。

ii. 「上場持株会社」として企業グループ経営を再構築

当社は、持株会社として、グループ全体の事業ポートフォリオの機動的な見直しを実施することで、経営環境の変化に応じた迅速かつ果敢な経営判断を通じ、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。

また、スタンダード市場上場企業として経営管理を的確に行うため、取締役会の監督機能を強化し、更に監査等委員会設置会社として、グループ全体を包括するコンプライアンス体制、リスク管理体制、内部監査体制を充実させ、当社グループ全体のガバナンスを、より一層強化してまいります。

この推進に当たり、「新しい生活様式」、「変化する社会構造」、「働き方改革」に対応した経営を行ってまいります。

また、スタンダード市場上場企業としての社会的要請も踏まえ、コーポレートガバナンスコードを指針とし、「CSR（企業の社会的責任）」、「ESG（環境・社会・ガバナンス）」、「SDGs（持続可能な開発目標）」も意識した企業グループを目指してまいります。

iii. 強靱な事業基盤の確立

・ビジネスモデルの再構築

将来にわたる日本経済の直面する課題や、コロナショックを契機とした価値観・社会構造の変化に対応していくため、従来当社グループが展開してきたビジネスモデルを見直し、再構築することが必要であると考えております。

・ホテル・ブライダル事業…ローコストオペレーション徹底による黒字化実現

ホテル・ブライダル事業におきましては、お客様ニーズに基づいたフォトウェディングやこども写真館（キッズドリーム）などの新企画にも取り組んでまいりました。また、今期は、EC事業を本格稼働させるとともに、今後コロナ感染が収束していくことを見越し、ご婚礼の獲得強化にも努めてまいります。

一方、2020年度以降、コロナ感染拡大による度々の緊急事態宣言の発出により、ご婚礼・ご宴会を主体とした飲食を伴う来店・集客型のホテル事業は大きな打撃を受けました。今後、コロナ収束後もお客様の消費形態は完全には戻らないと認識しております。2020年10月、ホテル・ブライダル事業を株式会社サン・ライフから事業分割することで設立した株式会社サン・ライフサービスは、様々な魅力あるコンテンツの提供とローコストオペレーションの徹底により、事業の黒字転換を図ってまいります。

・「式典事業」…ブランド戦略再構築

式典事業におきましては、戦略的かつ機動的な新規斎場の出店を継続しつつ、葬祭ホールにおけるプライベートな空間の創出、エンバーミング（ご遺体衛生保全）の実施、海・山の自然葬（散骨）などを手掛けてまいりました。

一方、家族葬や1日葬の増加に見られるように、お客様が当社グループに求めるご葬儀に対するニーズは急速に多様化してきています。こうした変化を受けて、「想いを大切にされたご葬儀」の根幹は堅持しつつ、規模・価格帯に応じたブランド戦略の再構築を積極的に推進してまいります。

また、オンラインとオフラインを融合した広告宣伝を実施するとともに、他社との提供サービスの差別化を図り、顧客満足度の高い当社独自のご葬儀を提供してまいります。

・「介護事業」…サービス体制の強化とシニアライフ支援に事業領域を拡大

介護事業におきましては、サービスのより一層の品質向上のため、看護師、ヘルパーの確保に努め、サービスの提供体制の強化を図り、M&A等により新規介護施設を展開・推進してまいりました。

今後も拡大する介護市場に対応していく為、外国人労働者の活用を含めた人員採用、ITの活用によるサービス提供体制の強化を図るとともに、部門の事業領域を介護に限定して捉えるのではなく、シニアライフ支援事業として、介護を必要としない幅広いシニア層への各種サービスを提供する新たな事業展開を模索してまいります。

・ 互助会事業の戦略見直し

互助会事業におきましては、お客様ニーズに応じた魅力的な商品・サービスの開発とご案内を行うとともに、従来の展示会、フェスタなどのイベントに加え、オンライン相談、予約システム、メンバーズアプリの導入及び相談サロンの設置等を通じて更なる顧客基盤の拡大を図ってまいります。

今後、互助会事業を、募集を通じた会員拡大や将来のお客様の囲い込みとしてのみ捉えるのではなく、前項のシニアライフ支援事業も含め、互助会会員の皆様のより充実した生活の実現に、当社グループの各事業を、いかに有効かつ継続的にご利用いただくかに重点を置いて展開してまいります。

・ 新規事業の積極的な展開

2020年2月に「東京霊園」を管理・運営する高尾山観光開発株式会社を当社グループに加えまして。ご葬儀の延長として霊園事業を組み込み、既存事業とのシナジー効果を高めていくことで、一貫した質の高いグリーフ（癒し）ワークを実現し、順調に事業展開を図っております。今後更に大きく展開してまいります。

また、2019年11月にハウスクリーニング、業務用清掃を主要業務とする株式会社スキルを当社グループに加え、新たな顧客サービスの向上に努めてまいりました。昨今のお客様ニーズにも合致しており更なる業績拡大に努めてまいります。

iv. 経営基盤・財務基盤強化のための経営戦略

・ 持株会社化の総仕上げ（事業の再編・再構築）

当社グループは、2018年10月、当社を設立し持株会社化いたしました。持株会社体制のもと、大胆にグループの事業再編・再構築を実施することが、今後の当社グループの力強い発展には不可欠であると考えております。

今後、経営リソースのセグメント間における配分見直し等、中長期的な成長と企業価値の向上のため、多角的に検討してまいります。

- ・人事制度改革と専門性の高い人材の採用・登用
「働き手の減少」は、当社グループの今後のビジネスモデルに対しても大きな懸念材料と捉えております。人材の確保と育成は、当社グループの最重要課題の一つであり根幹を成す部分であります。当社は、ジョブ型志向の制度を組み込むことで、更なる業務の効率化を図るとともに、専門性の高い人材の採用や登用を円滑に実施していくため、2022年4月、人事制度の見直しを実施しました。
- ・積極的な事業投資姿勢の継続
「急速な少子高齢化・人口減少」を前提とした全く新しい経営環境の中、中長期的な成長シナリオを描くためには、拠点整備だけでなく、M&Aによる事業拡大、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等新たな投資の増加は不可欠であると認識しております。
投資にあたっては、「戦略性」、「価値創造性」、「既存事業とのシナジー性」等について十分に検討を加えつつ、積極的な投資姿勢を継続してまいります。
- ・予算・損益管理の精緻・厳格化
今後の経営環境の変化の中でも着実な業績を上げるため、予算・損益管理の精緻・厳格化に努めてまいります。そのための取り組みとして、管理会計制度を導入することで、部門・セグメント毎の予算責任を明確化の上、より利益率を重視した中長期計画と年度予算を策定してまいります。また、現状、事業セグメントごとに管理している損益予算・実績を、施設・拠点毎にきめ細かく管理していくことも検討してまいります。
- ・コスト管理の徹底
お客様にご満足いただけるサービスを持続的、安定的にご提供していくために引き続きコスト管理を徹底してまいります。
- ・キャッシュ・フロー重視の経営
今般のコロナショックは、当社グループの事業全体に多大な影響を及ぼしております。しかしながら、当社グループの安定したキャッシュ・フローの充実が経営の安定を支えております。あらゆる課題を解決し、当社が将来に向けて力強く発展していくために、引き続きキャッシュ・フローを重視し、事業展開してまいります。

・「労働生産性」の向上

新人事制度の導入により、専門性の高い人材を円滑に採用し登用していくとともに、より成果主義に基づく報酬制度に変更していくことで、職員のモチベーションを高め、一人当たりの「労働生産性」を高めてまいります。

これらの活動により当社グループは、経営方針の通り、お客様のライフステージ全般のあらゆるご要望にお応えし、より豊かな人生のお手伝いをさせていただく事業者として、邁進いたします。

株主の皆様には、ますますのご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

① 設備投資等の状況

サン・ライフグループ（当社及び連結子会社）では、当連結会計年度においては、587百万円の設備投資を行いました。

(イ) ホテル事業

ホテル事業においては、八王子ホテルニューグランドの設備改修8百万円を中心に、合計20百万円の設備投資を行いました。

(ロ) 式典事業

式典事業においては、2021年4月開設の「サン・ライフ 小田急相模原駅前ファミリーホール」（神奈川県相模原市南区）、2021年12月開設の「ファミリーホール日野」（東京都日野市）の施設建設代金等369百万円、また、新規開設予定の葬祭施設建設工事費用96百万円を中心に、合計548百万円の設備投資を行いました。

② 資金調達の状況

設備投資に要する資金は、全て自己資金をもって充当しました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 1 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第 2 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第 3 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第4期 (当連結会計年度) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高 (百万円)	12,470	11,839	10,322	11,055
経常利益 (百万円)	1,069	462	244	454
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	537	△1,256	135	406
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	82.83	△197.62	22.09	66.33
総資産 (百万円)	37,464	35,252	34,925	35,287
純資産 (百万円)	6,627	4,758	4,720	4,895

(注) 当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社サン・ライフ	100百万円	100%	葬祭事業、介護事業
株式会社サン・ライフメンバーズ	50	100	神奈川並びに西東京地区の冠婚葬祭互助会会員の募集及び管理・施行の斡旋
株式会社ザ・サンパワー	40	100	介護事業
株式会社SEC	40	100	エンバーミング事業
株式会社エス・エルよこはま	60	100	ファイナンシャル・サポート・サービス事業
株式会社サン・セレモニー	20	100	神奈川並びに西東京地区の冠婚葬祭互助会会員の募集及び管理・施行の斡旋
株式会社サン・ライフ・ファミリー	120	100	少額短期保険事業
株式会社クローバー	40	100	介護事業
株式会社トータルライフサポート研究所	10	99	冠婚葬祭事業における調査及び研究 不動産の管理
有限会社ホーマ	0.1	100	介護事業
株式会社ペットセレモニーウェイビー	30	100	ペット葬事業
株式会社スキル	10	100	ハウスクリーニング、特殊清掃事業
高尾山観光開発株式会社	90	100	霊園の管理・運営、霊園の墓所造成
株式会社サン・ライフサービス	50	100	ホテル・ブライダル事業

連結子会社は上記の14社であります。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高11,055百万円（前期比7.1%増）、営業利益354百万円（前期比559.4%増）、経常利益454百万円（前期比85.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益406百万円（前期比200.2%増）となりました。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社サン・ライフ	神奈川県平塚市馬入本町13番11号	3,994百万円	4,613百万円
高尾山観光開発株式会社	東京都八王子市元八王子町二丁目1623番1	1,406百万円	4,613百万円

(5) 主要な事業内容

地域の顧客並びにメンバーズシステム（互助会）事業における互助会会員を対象として、ホテル事業、式典事業、介護事業及びこれらに付随するその他のサービス等を行っております。

(6) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

① 当社

事業名	社名	名称	所在地
本社			神奈川県平塚市

② 子会社

事業名	社名	名称	所在地
ホテル事業	株式会社サン・ライフサービス	ホテルサンライフガーデン ザ・ウィングス海老名 八王子ホテルニューグランド	神奈川県平塚市 神奈川県海老名市 東京都八王子市
式典事業	株式会社サン・ライフ	平塚斎場 平塚斎場東館 サン・ライフ サカエヤ・ホール、仏壇店 伊勢原総合ホール 小田原式典総合ホール 西湘ホール 平塚西セレモニーホール しづさわホール 湘南大磯ホール サン・ライフ ファミリーホール二宮 サン・ライフ ファミリーホール湘南海岸 サン・ライフ ファミリーホール小田原 サン・ライフ ファミリーホール藤沢大庭 サン・ライフ ファミリーホール大井松田 セレイ工真鶴 相模斎場 相模ファミリーホール 橋本総合ホール 相模原会館、仏壇店	神奈川県平塚市 神奈川県平塚市 神奈川県平塚市 神奈川県伊勢原市 神奈川県小田原市 神奈川県足柄下郡 神奈川県平塚市 神奈川県秦野市 神奈川県中郡 神奈川県中郡 神奈川県茅ヶ崎市 神奈川県小田原市 神奈川県藤沢市 神奈川県足柄上郡 神奈川県足柄下郡 神奈川県相模原市 神奈川県相模原市 神奈川県相模原市 神奈川県相模原市

事業名	社名	名称	所在地	
		横浜町田ファミリーホール サン・ライフ ファミリーホール橋本 大和総合ホール サン・ライフ ファミリーホール大和 座間ホール 海老名セレモニーホール、仏壇店 ファミリーホール綾瀬 サン・ライフ・ファミリーホール厚木 セレイエ厚木 八王子総合ホール 南多摩総合ホール 日野会館高倉総合ホール 八王子南口総合ホール 八王子北口ファミリーホール 八王子滝山ファミリーホール サン・ライフ セレモニーホール多摩 サン・ライフ ファミリーホール高尾 ファミリーホール聖蹟桜ヶ丘 サン・ライフ 小田急相模原駅前ファミリーホール ファミリーホール日野	東京都町田市 神奈川県相模原市 神奈川県大和市 神奈川県大和市 神奈川県座間市 神奈川県海老名市 神奈川県綾瀬市 神奈川県厚木市 神奈川県厚木市 東京都八王子市 東京都八王子市 東京都八王子市 東京都八王子市 東京都八王子市 東京都八王子市 東京都多摩市 東京都八王子市 東京都多摩市 神奈川県相模原市 東京都日野市	
	高尾山観光開発株式会社	東京霊園	東京都八王子市	
	介護事業	株式会社サン・ライフ	サンガーデン湘南	神奈川県平塚市
		株式会社クローバー	クローバーライフ平塚	神奈川県平塚市
			クローバーライフ沼津	静岡県沼津市
			クローバーライフ富士	静岡県富士市
			クローバーライフ厚木	神奈川県厚木市
	株式会社ザ・サンパワー	エミーズ鴨宮 エミーズ東間門 エミーズ原	神奈川県小田原市 静岡県沼津市 静岡県沼津市	

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

事業別の名称	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減
ホ テ ル 事 業	41 [132]	△5 [△50]
式 典 事 業	198 [408]	△4 [△13]
介 護 事 業	152 [290]	+2 [△3]
そ の 他 の 事 業	61 [94]	△11 [△2]
管 理 部 門	50 [35]	+2 [+7]
合 計	502 [959]	△16 [△61]

(注) 従業員数は受入出向者を含み、社外への出向者を含まない就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に記載しております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 27,280,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,123,156株 (自己株式696,844株を除く。)
- (3) 株 主 数 4,575名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 サカエ ヤ	2,795千株	45.65%
学校法人 鶴嶺学園	210	3.43
竹内 恵 司	203	3.33
ダイワキャピタルマーケッツ シンガポールリミテッド	160	2.61
平塚 信用金庫	150	2.45
サン・ライフ従業員持株会	103	1.69
東京海上日動火災保険株式会社	100	1.63
日本生命保険相互会社	80	1.31
アサヒビール株式会社	80	1.31
多摩 信用金庫	76	1.25

(注) 当社は、自己株式696千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

役 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	竹内 恵 司	株式会社サン・ライフ代表取締役会長 株式会社サン・ライフメンバーズ代表取締役会長 学校法人鶴嶺学園理事 社会福祉法人恵伸会理事
代表取締役社長	比 企 武	株式会社サン・ライフ代表取締役社長 株式会社サン・ライフメンバーズ代表取締役社長 株式会社サン・ライフサービス代表取締役社長 高尾山観光開発株式会社代表取締役
専務取締役	竹内 圭 介	株式会社サン・ライフ専務取締役 株式会社サン・ライフメンバーズ専務取締役 学校法人鶴嶺学園理事長 社会福祉法人恵伸会理事長
常務取締役	佐野 秀 一	株式会社サン・ライフ常務取締役 株式会社サン・ライフ・ファミリー取締役 株式会社エス・エルよこはま代表取締役 高尾山観光開発株式会社取締役
取締役相談役	竹内 伸 枝	株式会社サン・ライフ取締役相談役
取 締 役	井 上 和 弘	株式会社アイ・シー・オーコンサルティング取締役会長
取 締 役 (常勤監査等委員)	瀧 澤 賢 次	株式会社サン・ライフ監査役 株式会社サン・ライフメンバーズ監査役 高尾山観光開発株式会社監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 峰 雄 一	株式会社サン・ライフメンバーズ監査役 オンコセラピー・サイエンス株式会社取締役 株式会社イクヨ監査役 税理士法人総合税務会計代表社員

- (注) 1. 取締役井上和弘及び小峰雄一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は井上和弘氏及び小峰雄一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員小峰雄一氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員岩本繁氏は2022年3月5日逝去により退任いたしました。なお、これにより当社は監査等委員である取締役の法定人員を欠くこととなったため、横浜地方裁判所に会社法第346条第2項に規定する一時役員(監査等委員である取締役)の職務を行うべき者として、加藤伸樹氏を選任しております。ただし、任期につきましては、2022年6月開催予定の当社第4回定時株主総会において、監査等委員である取締役が選任されるまでの期間となります。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、瀧澤賢次氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 当事業年度中に辞任した取締役

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
岩本 繁	2022年3月5日	取締役（監査等委員） 株式会社サン・ライフメンバーズ監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役（監査等委員である者を除く）及び監査等委員である社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、2021年10月以降の取締役、監査等委員、執行役員及び子会社役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金と争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されません。

なお、次回更新時（2022年10月）には同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役の報酬等

当社の取締役・取締役監査等委員各人の報酬額の決定に際しては、取締役会決議で委任を受けた代表取締役社長が取締役（監査等委員を除く）及び取締役監査等委員全員の個人別の報酬額の原案を作成の上、取締役については報酬委員会にて審議し適切であるとの評価を得た上で、また、取締役監査等委員については監査等委員会の同意を得た上で最終決定されます。

当社の取締役・取締役監査等委員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は以下の通りです。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、支払うこととしております。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととし、監査等委員である各取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定します。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会及び監査等委員会の意見を踏まえ、見直しを行うものとしております。

非金銭報酬等は、現状では支給しておりませんが、その内容、数の算定方法の決定に関する方針、報酬等を与える時期、条件の決定に関する方針等も含め、今後導入を検討していくこととしております。

連結営業利益を指標として採用している理由は、当社の経営計画における主要目標数値であるためであり、当事業年度における連結営業利益の目標は350百万円、実績は354百万円でした。

④金銭報酬の額、及び業績連動報酬等の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行います。

取締役会は、社外取締役及び監査等委員会の意見内容を尊重し、当該意見で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長比企武がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委託した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

⑥取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員であるものを除く)	134,404	107,404	27,000	—	6
(うち社外取締役)	(3,400)	(2,400)	(1,000)	(—)	(1)
取締役 (監査等委員)	18,804	18,804	—	—	3
(うち社外取締役)	(5,300)	(5,300)	(—)	(—)	(2)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である者を除く) の金銭報酬の額は、2019年6月24日開催の第1回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
2. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年6月24日開催の第1回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
3. 業績連動報酬にかかる業績指標は、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いであり、その目標値は350百万円で、その実績は354百万円であります。
当該指標を選択した理由は、連結営業利益は主たる業務から算出される指標であり、その目標値に対してどの程度達成できたか、株主への説明責任を果たせると判断したためであります。
なお、当社の業績連動報酬等及び非金銭報酬等の算定方法は、「(4) ③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載の通りであります。
4. 上記のほか社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は2,400千円です。
5. 上記には、2022年3月5日逝去により退任した取締役 (監査等委員) を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

①取締役 井上和弘

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

取締役井上和弘は株式会社アイ・シー・オーコンサルティングの取締役会長であります。なお、当社は同社と取引関係にはありません。

(ロ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

(ニ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

会社経営者、コンサルタントとしての専門的な知見を活かして、これまで数多くの企業に携わり、経営戦略や業務改善等に関する助言を行っております。当社の社外取締役として主に経営的な目線から、取締役会をはじめとした重要会議において、積極的にご発言いただくとともに、経営計画の進捗状況等につき、監督していただいております。特に「企業経営、経営戦略」の分野において、幅広い知識と高い見識を経営全般に反映していただくとともに、これまでの経験を活かし取締役会の実効性を一層高めていただくことを期待しており、その役割を十分に果たしていただいていると認識しております。

②取締役（監査等委員） 小峰雄一

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会14回全てに、監査等委員会12回全てに出席し、適宜助言等を行っております。

(二) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

2014年に当社前身の株式会社サン・ライフ社外監査役に就任以来、他社における社外役員としての経験、長年にわたる会計士・税理士としての豊富な経験を通じ、当社社外取締役として必要な見識、専門性及び能力を高い水準でお持ちになっています。このことから、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、主に、高い企業経営能力に基づく経営者視点での監督機能を担う、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断しております。

③取締役（監査等委員） 岩本繁

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

2022年3月5日に逝去されるまでに開催された取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に、監査等委員会11回のうち10回に出席し、適宜助言等を行っていただきました。

(二) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

公認会計士として財務及び会計に関する豊富な専門知識・経験と誠実な人格を備えており、取締役会などにおいて積極的に発言し、当社における監査機能の強化に大きく貢献していただきました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額	23,500千円
②当社及び子会社が支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	25,500千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況を確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したためです。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (イ) すべてのお客様、ステークホルダーとの共創による企業価値向上を図るため、「サン・ライフグループ企業行動憲章」、「従業員コンプライアンス行動規範」を定め、取締役、監査等委員及び使用人はこれを遵守する。
 - (ロ) コンプライアンス活動のうち、重要事項の決定は取締役会が行う。
 - (ハ) コンプライアンスに係わる運用を適切に行うために、取締役会からの諮問に答申する任意の委員会として「コンプライアンス委員会」を設置する。
- (二) 「コンプライアンス委員会」は、予め定める年間スケジュール（原則、3ヵ月毎に開催）によるほか、必要に応じて随時開催する。
- (ホ) 「コンプライアンス委員会」の委員長は、代表取締役が役員の中から指名する。コンプライアンス委員長はコンプライアンス委員として、原則、本部長、副本部長、部長、内部監査室長、総務課長、人事課長及びコンプライアンス委員長が必要と認める役職員を選任する。
- (ヘ) コンプライアンス委員長は、原則、各部門の部長をコンプライアンス・オフィサーとして任命する。
- (ト) 「コンプライアンス委員会」事務局を総務部総務課に置く。
- (チ) 「内部通報制度規程」を定め、法令等違反行為の早期発見と是正を図るとともに、通報に関する秘密の保持、通報者又は調査協力者に対する不利益取扱いの防止も徹底する。
- ②取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
- (イ) 取締役の職務の執行に係る情報につき「取締役会規程」、「文書管理規程」、「情報システム基本規程」、「情報セキュリティポリシー」その他当社又はグループ全体に適用される社内規定に従い、適切に保存及び管理を行う。
 - (ロ) 会社・代表者扱いの受発信文書の受発信は、全て総務部総務課が行うことを原則とする。
 - (ハ) 結了文書の保存年限は、法令により定められているもののほかは「文書管理規程」の定める通りとする。
 - (二) 上記の情報の保存及び管理は、当社情報を取締役・監査等委員が常時閲覧できる状態で行う。

- ③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 当社グループのリスクマネジメントに関する基本事項を定め、事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となるようにすることを目的として「リスクマネジメント規程」を制定し、企業活動の継続と、持続的な発展を目指す。
 - (ロ) 当社グループ内において、十分なリスク管理体制を構築するため、取締役会がこれを統括する。
 - (ハ) リスクマネジメントに係わる運用を適切に行うために、取締役会の下にリスクマネジメント委員会を設置する。
 - (ニ) リスクマネジメント委員会は、予め定める年間スケジュール（原則、3ヵ月毎に開催）によるほか、必要に応じて随時開催する。
 - (ホ) リスクマネジメント委員会の委員長は、代表取締役社長が役員の中から指名する。リスクマネジメント委員長はリスクマネジメント委員として、原則、本部長、副本部長、部長、内部監査室長、総務課長、人事課長、情報システム課長及びリスクマネジメント委員長が必要と認める役職員を選任する。
 - (ヘ) リスクマネジメント委員会事務局を総務部総務課に置く。
 - (ト) 緊急事態の程度に応じて、対応区分を2段階に区分し、緊急事態対応レベルと判断した場合、代表取締役社長を緊急対策本部長（緊急事態対応の最高責任者）として、緊急対策本部を設置し、対応方針を決定する。
- ④当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役の職務の効率性を確保するため、「取締役会」において取締役の合理的な職務分掌及び適切な幹部職員の任命を行う。
 - (ロ) 権限委譲と部門間・グループ会社間の相互牽制機能を備えた「職務権限規程」及び「グループ経営管理規程」を定める。
 - (ハ) 当社の社内取締役及び部長を構成員とする「グループ経営会議」において、当社グループの経営戦略の策定及び進捗管理を行うなど、その有効な活用を図る。
 - (ニ) 業務効率の最大化にあたっては、客観的で、合理性のある経営管理指標等を用い、統一的な進捗管理・評価を行う。

- ⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (イ) リスクマネジメント、コンプライアンス、その他内部統制に必要な制度は、当社グループ全体を横断的に対象とするものとし、当社が持株会社として、グループ会社の自律性を尊重しつつ、内部統制システムの構築及び運用を支援し、個別の状況に応じてその管理にあたる。
 - (ロ) 当社の内部監査を担当する部門は、直接的又は間接的なグループ会社の監査を通じて、当社グループの内部統制システム及び事務規律の状況を把握・評価するとともに、グループ会社の財務報告に係る内部統制評価及び報告を行う。
 - (ハ) グループ会社の事業活動に係る決裁権限は、「職務権限規程」及び「グループ経営管理規程」による。
 - (ニ) グループ会社は、「グループ経営会議」において、リスク情報を含めた業務執行状況の報告を四半期に1回以上行う。
- ⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 「監査等委員会」に監査等委員会付の使用人を配置し、監査等委員の業務を補助させるものとする。
- ⑦前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 前号に定める監査等委員会付の使用人は、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、使用人の指揮命令を受けない。
 - (ロ) 前号に定める監査等委員会付の使用人の発令・異動・考課・懲戒にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑧取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制
- (イ) 取締役及び使用人は、内部統制システムに関する事項について監査等委員に対し定期的に、また、重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査等委員は必要に応じて取締役及び使用人（グループ会社を含む）に対して報告を求めることができる。
 - (ロ) 取締役は、監査等委員が「取締役会」のほか、「幹部会議」、「グループ経営会議」、「業務支援報告会議」、「コンプライアンス委員会」、「リスクマネジメント委員会」等の重要な会議の場に常時出席する機会を確保するものとし、また、その議題内容につき事前に提示を行う。
 - (ハ) 監査等委員は、重要な議事録、決裁書類等を常時閲覧できるものとする。

- ⑨グループ会社の取締役、監査等委員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告するための体制
- (イ) グループ会社の取締役、監査等委員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、内部統制システムに関する事項について当社の監査等委員に対して定期的に、また、重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、当社の監査等委員は必要に応じてグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (ロ) 当社又はグループ会社の内部監査を担当する部門は当社の監査等委員に対し、グループ会社の内部監査結果を遅滞なく報告する。
 - (ハ) 当社グループの通報窓口は、当社の監査等委員会補助使用人又は当社が指定する外部の弁護士（以下、「外部弁護士」という。）とし、総務及び法務を担当する部門又は外部弁護士に通報された情報は、当社の監査等委員に報告するものとする。
 - (ニ) 前号に定める監査等委員に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- ⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払の手続き、その他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行について生ずる費用を支払うため、予め定額の予算を確保し、監査等委員会又は監査等委員からの請求に応じ、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払若しくは債務の処理を行う。
- ⑪その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役は、監査の実効性を確保するため、監査等委員が内部監査室及び外部監査人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

①内部統制システム全般

- (イ) 当社及びグループ会社の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、当社の内部監査室と連携して、年間の監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。2021年度は当社及びグループ会社全てに対して監査を実施しました。
- (ロ) 財務報告に係る内部統制については、当社の内部監査室が「内部統制運用規程」に従ってグループ会社の内部統制評価を実施しております。

②コンプライアンス体制

- (イ) コンプライアンス行動規範」を定め、その周知・徹底を図っております。
- (ロ) 当社及びグループ会社にコンプライアンス及び危機管理に係る推進責任者を配置し、職制に応じた教育訓練を通じて、コンプライアンスの啓発を推進しております。
- (ハ) 内部通報制度によって、問題の早期発見とその解決措置、問題の発生自体の牽制に効果を上げていると考えております。

③リスク管理体制

- (イ) 「リスクマネジメント委員会」において、当社グループ全体の横断的なリスク管理を行っております。2021年度は四半期に一度、グループ経営会議開催時に、各分野の所管部門が行った定期的なリスク調査の結果に基づき、「サービス品質」、「コンプライアンス」、「ガバナンス」、「人事」、「労務」、「財務・経理」等のテーマで横断的に分析・評価を行いました。
- (ロ) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した時は、代表取締役社長を本部長とした「緊急事態対策本部」を設置して対応することとなっております。

④グループ会社の経営管理

- (イ) グループ会社の経営管理につきましては、「職務権限規程」及び「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社の業務執行について、重要度に応じて当社の「取締役会」の決議又は当社の取締役若しくは主管部門の責任者の決裁を受ける体制を整備しております。
- (ロ) 「グループ経営会議」において、主要なグループ会社からは毎月1回、その他のグループ会社からは、四半期ごとに業務執行状況の報告を受けております。

⑤取締役の職務執行

取締役の職務の効率性を確保するため、「取締役会」において業務の分担を受けた取締役及び担当部長が、毎月業務執行状況の報告を行っております。

⑥監査等委員の職務執行

- (イ) 監査等委員は、「取締役会」のほか、「幹部会議」、「グループ経営会議」、「業務支援報告会議」、「コンプライアンス委員会」、「リスクマネジメント委員会」等の重要な会議への出席や、取締役及び使用人等からの報告を受け、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- (ロ) 監査等委員は、内部監査を担当する部門、外部監査人等と定期的又は随時に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性の向上を図っております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び整備状況

①基本方針

当社は、関連する法令や社会規範を遵守し、企業の市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力排除に向けた体制を整備するとともに、組織的な対応を行うことにより、これら勢力と一切の関係を断絶します。

②整備状況

当社は、企業行動憲章、役職員行動規範、コンプライアンス規程、リスクマネジメント規程を定めており、また、反社会的勢力及び団体からの要求に際しては、総務課が窓口になり、顧問弁護士、警察、神奈川県企業防衛対策協議会と連携を密にして、毅然とした態度で対応できる体制を構築しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元積極的に努めてまいりました。この方針のもと、当期の年間配当金につきましては、1株につき16円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき16円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき32円となります。今後とも株主様の皆様の支援に報いるため増配を常に念頭におき事業の発展に努めてまいります。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保、事業の拡大及び投資のために有効活用していきたいと考えております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,652,546	流 動 負 債	2,105,471
現金及び預金	8,993,583	買掛金	445,359
売掛金	573,648	未払金	266,827
有価証券	235	未払法人税等	121,582
商品	34,374	賞与引当金	188,330
原材料及び貯蔵品	60,199	その他	1,083,372
短期貸付金	23,297	固 定 負 債	28,286,327
預け金	551,641	退職給付に係る負債	161,705
その他	416,373	長期未払金	307,258
貸倒引当金	△808	前払式特定取引前受金	26,559,267
固 定 資 産	24,634,814	前受金復活損失引当金	47,030
有形固定資産	15,372,737	繰延税金負債	845,594
建物及び構築物	6,651,989	その他	365,470
機械装置及び運搬具	18,974	負 債 合 計	30,391,798
工具、器具及び備品	289,814	純 資 産 の 部	
土地	8,309,677	株 主 資 本	4,862,950
建設仮勘定	102,280	資本金	100,000
無形固定資産	1,371,480	資本剰余金	761,914
のれん	1,163,400	利益剰余金	4,686,731
その他	208,079	自己株式	△685,696
投資その他の資産	7,890,596	その他の包括利益累計額	31,452
投資有価証券	2,633,522	その他有価証券評価差額金	31,452
長期貸付金	132,791	非支配株主持分	1,159
出資金	5,770		
供託金	1,182,465		
敷金及び保証金	2,719,501		
繰延税金資産	1,006,107		
その他	243,163		
貸倒引当金	△32,723	純 資 産 合 計	4,895,562
資 産 合 計	35,287,360	負債及び純資産合計	35,287,360

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年 4月1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		11,055,219
売上原価		8,557,872
売上総利益		2,497,346
販売費及び一般管理費		2,142,827
営業利益		354,519
営業外収益		
受取利息	12,996	
受取配当金	8,193	
前受金月掛中断収入	26,605	
不動産賃借収入	21,135	
不動産成金の収入	41,590	
その他	26,501	137,022
営業外費用		
不動産賃借費用	7,368	
前受金復活損失引当金繰入	28,624	
その他	1,463	37,457
経常利益		454,085
特別利益		
固定資産売却益	19,999	
受取資産保除	12,768	32,768
特別損失		
固定資産除売却損失	19,421	
減損	108,325	127,747
税金等調整前当期純利益		359,106
法人税、住民税及び事業税	220,670	
法人税等調整額	△267,760	△47,090
当期純利益		406,196
非支配株主に帰属する当期純利益		17
親会社株主に帰属する当期純利益		406,179

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	761,914	4,494,549	△685,696	4,670,767
会計方針の変更による累積的影響額			△18,055		△18,055
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	761,914	4,476,493	△685,696	4,652,711
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△195,940		△195,940
親会社株主に帰属する当期純利益			406,179		406,179
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	210,238	—	210,238
当 期 末 残 高	100,000	761,914	4,686,731	△685,696	4,862,950

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	48,331	48,331	1,142	4,720,241
会計方針の変更による累積的影響額				△18,055
会計方針の変更を反映した当期首残高	48,331	48,331	1,142	4,702,186
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△195,940
親会社株主に帰属する当期純利益				406,179
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△16,879	△16,879	17	△16,862
連結会計年度中の変動額合計	△16,879	△16,879	17	193,375
当 期 末 残 高	31,452	31,452	1,159	4,895,562

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	469,235	流 動 負 債	185,564
現金及び預金	221,497	未払金	93,334
貯蔵品	894	未払費用	47,337
前払費用	31,514	預り金	10,034
未収金	211,562	賞与引当金	23,670
その他の金	3,766	その他	11,186
固 定 資 産	4,144,697	固 定 負 債	7,167
有 形 固 定 資 産	20,803	退職給付引当金	7,167
建物	1,277	負 債 合 計	192,731
構築物	3,632	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	15,892	株 主 資 本	4,421,201
無 形 固 定 資 産	9,669	資本金	100,000
ソフトウェア	9,669	資本剰余金	4,370,666
投 資 そ の 他 の 資 産	4,114,224	その他資本剰余金	4,370,666
関係会社株式	4,114,224	利益剰余金	636,231
		その他利益剰余金	636,231
		繰越利益剰余金	636,231
		自 己 株 式	△685,696
		純 資 産 合 計	4,421,201
資 産 合 計	4,613,932	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,613,932

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4月1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	1,080,064
営 業 費 用	997,301
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	997,301
営 業 利 益	82,762
営 業 外 収 益	
不 動 産 賃 貸 収 入	2,760
補 助 金 収 入	1,030
そ の 他	1,515
	5,307
経 常 利 益	88,070
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	64,545
固 定 資 産 除 却 損	88
	64,633
税 引 前 当 期 純 利 益	23,436
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	180
法 人 税 等 調 整 額	7,125
	7,305
当 期 純 利 益	16,131

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月 31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	100,000	4,370,666	816,041	△685,696	4,601,011	4,601,011
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△195,940		△195,940	△195,940
当期純利益			16,131		16,131	16,131
事業年度中の変動額合計			△179,809		△179,809	△179,809
当 期 末 残 高	100,000	4,370,666	636,231	△685,696	4,421,201	4,421,201

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社サン・ライフホールディング
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋藤 慶典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平井 清

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サン・ライフホールディングの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サン・ライフホールディング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社サン・ライフホールディング
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋藤 慶典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平井 清

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サン・ライフホールディングの2021年4月1日から2022年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社サン・ライフホールディング 監査等委員会

常勤監査等委員 瀧澤 賢次 ㊟

監査等委員 小峰 雄一 ㊟

監査等委員 加藤 伸樹 ㊟

- (注)1. 監査等委員小峰雄一及び加藤伸樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 監査等委員岩本繁氏は2022年3月5日逝去により退任したことに伴い、監査等委員である取締役の法定人員を欠くこととなったため、横浜地方裁判所に会社法第346条第2項に規定する一時役員（監査等委員である取締役）の職務を行うべき者として、加藤伸樹氏を選任しております。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く）6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、うち、代表取締役会長竹内恵司については取締役を退任いたします。つきましては、取締役（監査等委員である者を除く）5名の選任をお願いするものであります。

なお、当社は、取締役の選任・解任について取締役会の諮問に対して、代表取締役社長及び3名の社外取締役で構成される任意の委員会である「指名委員会」を設置し、取締役選任候補の協議・指名、並びに取締役の解任候補の協議・決定を行い答申することとしております。これに基づき取締役会の決議を以て株主総会付議議案としております。

また、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である者を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ひきたくし 比企武 (1956年8月2日生)	1979年 8月 株式会社サン・ライフ入社 1995年 4月 同社総務部長 1996年 6月 同社取締役総務部長 1997年 7月 同社常務取締役総務部担当・営業部長 1999年 7月 同社常務取締役営業・総務担当 2001年 6月 同社専務取締役営業・総務担当 2001年 12月 同社専務取締役渉外営業・サービス部長 2003年 6月 同社専務取締役営業部担当 2005年 6月 株式会社サン・ライフメンバーズ代表取締役社長（現任） 2005年 7月 株式会社サン・ライフ専務取締役兼業務本部長 2009年 6月 同社代表取締役社長（現任） 2018年 10月 当社代表取締役社長（現任） 2020年 2月 高尾山観光開発株式会社取締役 2020年 8月 株式会社サン・ライフサービス代表取締役社長（現任） 2021年 4月 高尾山観光開発株式会社代表取締役（現任）	37,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	たけうち けいすけ 竹内 圭介 (1974年8月30日生)	<p>1999年 4月 学校法人鶴嶺学園常勤職員</p> <p>2001年 4月 日本ヒューマンセレモニー専門学校非常勤講師</p> <p>2003年 4月 学校法人鶴嶺学園常務理事・評議員</p> <p>2007年 5月 学校法人鶴嶺学園常務理事退任</p> <p>2008年 4月 学校法人鶴嶺学園常務理事</p> <p>2014年 6月 株式会社サン・ライフ取締役</p> <p>2015年 6月 株式会社サン・ライフメンバーズ取締役</p> <p>2016年 6月 株式会社サン・ライフメンバーズ専務取締役 役（現任）</p> <p>2018年 10月 当社専務取締役（現任）</p> <p>2019年 10月 株式会社サン・ライフ専務取締役（現任）</p> <p>2021年 6月 社会福祉法人恵伸会理事長（現任）</p> <p>2021年 7月 学校法人鶴嶺学園理事長（現任）</p>	12,600株
3	さの ひでかず 佐野 秀一 (1958年11月15日生)	<p>1982年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>2001年 4月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現大和証券株式会社）出向</p> <p>2008年 4月 株式会社三井住友銀行投資銀行統括部 付部長</p> <p>2009年 4月 同行アセットファイナンス営業部長</p> <p>2011年 4月 株式会社リョーサン出向 財経本部長代 理兼経理部長</p> <p>2012年 6月 同社取締役財経本部長</p> <p>2015年 5月 ポケットカード株式会社常勤監査役</p> <p>2019年 6月 当社入社</p> <p>2019年 6月 当社取締役経営企画部長 株式会社エス・エルよこはま代表取締役 社長（現任） 株式会社サン・ライフ・ファミリー取 締役（現任）</p> <p>2020年 2月 高尾山観光開発株式会社取締役（現任）</p> <p>2020年 4月 当社常務取締役経営企画部長 株式会社サン・ライフ常務取締役（現任）</p> <p>2020年 10月 当社常務取締役業務支援本部長（現任）</p>	700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	たけうち のぶえ 竹内伸枝 (1939年5月13日生)	1981年 3月 株式会社サン・ライフ取締役 1985年 6月 同社専務取締役 1994年 9月 同社取締役副社長式典部担当 2005年 6月 同社取締役相談役(現任) 2018年 10月 当社取締役相談役(現任)	63,000株
5	いのうえ かずひろ 井上和弘 (1942年5月15日生)	1972年 3月 株式会社タナベ経営入社 1984年 2月 株式会社アイ・シー・オーコンサルティング代表取締役 2005年 6月 株式会社サン・ライフ取締役 2013年 1月 キング醸造株式会社取締役 2018年 3月 株式会社アイ・シー・オーコンサルティング取締役会長(現任) 2018年 10月 当社取締役(現任)	10,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金と争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、次回更新時(2022年10月)には同内容での更新を予定しております。
3. 井上和弘氏は、社外取締役候補者であります。なお、井上和弘氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下の通りであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び果たすことが期待される役割の概要について
井上和弘氏は、会社経営者、コンサルタントとしての専門的な知見を活かして、これまで数多くの企業に携わり、経営戦略や業務改善等に関する助言を行っております。当社の社外取締役として主に経営的な目線から、取締役会をはじめとした重要会議において、積極的にご発言いただくとともに、経営計画の進捗状況等につき、監督していただいております。特に「企業経営、経営戦略」の分野において、幅広い知識と高い見識を経営全般に反映していただくとともに、これまでの経験を活かし取締役会の実効性を一層高めていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
井上和弘氏の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年9ヶ月であります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めており、社外取締役候補者井上和弘氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次の通りであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとします。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役岩本繁氏は、2022年3月5日に逝去により退任しており、本定時株主総会終結の時をもって取締役2名及び一時取締役1名が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、当社は、監査等委員である取締役の選任・解任について取締役会の諮問に対して、代表取締役社長及び3名の社外取締役で構成される任意の委員会である「指名委員会」を設置し、取締役選任候補の協議・指名、並びに取締役の解任候補の協議・決定を行い答申することとしております。これに基づき取締役会の決議を以て株主総会付議議案としております。また、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	たきざわ けんじ 瀧澤 賢次 (1957年10月31日生)	1980年 4月 株式会社サン・ライフ入社 1999年 7月 同社式典部長 2001年 4月 同社内部監査室室長 2002年 6月 同社常勤監査役 2003年 6月 同社取締役 2006年 7月 同社取締役業務本部長付特命事項担当 2008年 6月 同社常勤監査役 (現任) 2012年 6月 株式会社サン・ライフメンバーズ監査役 (現任) 2018年 10月 当社取締役常勤監査等委員 (現任)	8,600株
2	こみね ゆういち 小峰 雄一 (1971年10月21日生)	1995年 10月 中央監査法人入所 2000年 7月 小峰雄一公認会計士事務所開業 2000年 10月 小峰雄一税理士事務所開業 2005年 4月 G&Gサイエンス株式会社監査役 2006年 6月 湘南ケーブルネットワーク株式会社会計参与 2008年 1月 税理士法人小峰雄一会計事務所代表社員 2010年 7月 株式会社イクヨ監査役 (現任) 2011年 11月 株式会社サン・ライフメンバーズ社外監査役 (現任) 2012年 6月 株式会社サン・ライフ社外監査役 2012年 6月 株式会社医学生物学研究所監査役 2014年 9月 オンコセラピー・サイエンス株式会社取締役 (現任) 2016年 3月 税理士法人総合税務会計代表社員 (現任) 2018年 10月 当社社外取締役監査等委員 (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	かとう のぶ き 加藤 伸 樹 (現姓：藤池) (1980年11月18日生)	2007年 12月 弁護士登録（第一東京弁護士会） YMN法律事務所入所 2010年 1月 小岩井・桜木・櫻井法律特許事務所入所 2016年 1月 和田倉門法律事務所入所 2020年 4月 和田倉門法律事務所パートナー（現任） 2020年 12月 株式会社ノンピ社外監査役（現任） 2022年 3月 FinStadiumX（フィンスタジアムエックス）株式会社社外監査役（現任） 2022年 3月 株式会社サン・ライフメンバーズ社外監査役（現任） 2022年 4月 当社一時取締役監査等委員（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金と争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、次回更新時（2022年10月）には同内容での更新を予定しております。
3. 小峰雄一氏、加藤伸樹氏は、社外取締役候補者であります。なお、小峰雄一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、加藤伸樹氏については、本議案決議後、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届ける予定であります。
4. 監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項は以下の通りであります。
- (1) 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由について
小峰雄一氏は、2012年に当社前身の株式会社サン・ライフ社外監査役に就任以来、他社における社外役員としての経験、長年にわたる会計士・税理士としての豊富な経験を通じ、当社社外取締役として必要な見識、専門性及び能力を高い水準でお持ちになっています。このことから、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、主に、高い企業経営能力に基づく経営者視点での監督機能を担う、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断しており、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
加藤伸樹氏は、弁護士として法務面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断しており、また、同氏は他2社の社外監査役としてその職務を適切に果たしていることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、上記理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 小峰雄一氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって、3年9ヶ月であります。
加藤伸樹氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの月数は、本総会の終結の時をもって、3ヶ月であります
- (3) 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めており、社外取締役候補者小峰雄一氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、再任いただいた場合は契約を継続する予定であります。また、加藤伸樹氏については、選任いただいた場合、同様に契約を締結予定としております。その契約内容の概要は次の通りであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとします。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

第4号議案 退任代表取締役に対する特別功労金贈呈の件

本総会終結の時をもって当社および全ての連結子会社の取締役から退任されます代表取締役会長竹内恵司氏は、1963年に個人商店「サカエヤ」へ入店し、1970年、神奈川県冠婚葬祭サービスセンター（現在の株式会社サン・ライフ）の設立以来今日に至るまで51年間の長きにわたり代表取締役を務め、当社グループの経営に邁進され、現在の当社グループの事業基盤を築き上げてまいりました。

つきましては、役員退職慰労金制度（2008年6月に廃止）に基づき株式会社サン・ライフにて積立済みの役員退職慰労金とは別に、上記を勘案し、退任取締役に対し特別功労金として360百万円を贈呈したく存じます。

本年5月27日付で公表しました「退任取締役への特別功労金贈呈に関するお知らせ」に記載のとおり、本議案について当社は、顧問弁護士、公認会計士、税理士等複数からの見解を参考とした上で、退任取締役と利害関係を有しない社外取締役のみで構成される特別委員会より、①退任取締役の功績や役員退任慰労金制度（廃止済）との関連の観点より検証を行った結果、特別功労金の支給が少数株主に不利益となる意図や要因は見当たらないと考えること、②その支給額は、少数株主にとって不利益な金額となるものではないと考えられること、③本議案の決定プロセスに関して少数株主にとって不利益な要因はないと考えられること、そして、④特別功労金の支給は、他社が通例に行っている事案であり、将来的にも企業価値の向上を妨げる要素とは判断できないこと等から、本議案は、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申を受領しております。以上を踏まえ、取締役会としましても本議案による特別功労金の贈呈を相当と判断しております。

なお、当該贈呈は、退任取締役の在任年数に従い、28百万を当社から、332百万円を100%子会社である株式会社サン・ライフから支払うものですが、上記答申において、株主への説明責任を果たす上で、後者による支給額についても、これを明示した上で本株主総会に勧告的決議として諮ることが望ましい旨が付言されていることを踏まえ、後者による支給を含めて本株主総会にお諮りするものです。また、具体的な贈呈の時期、方法につきましては、取締役会にご一任いただきたく存じます。

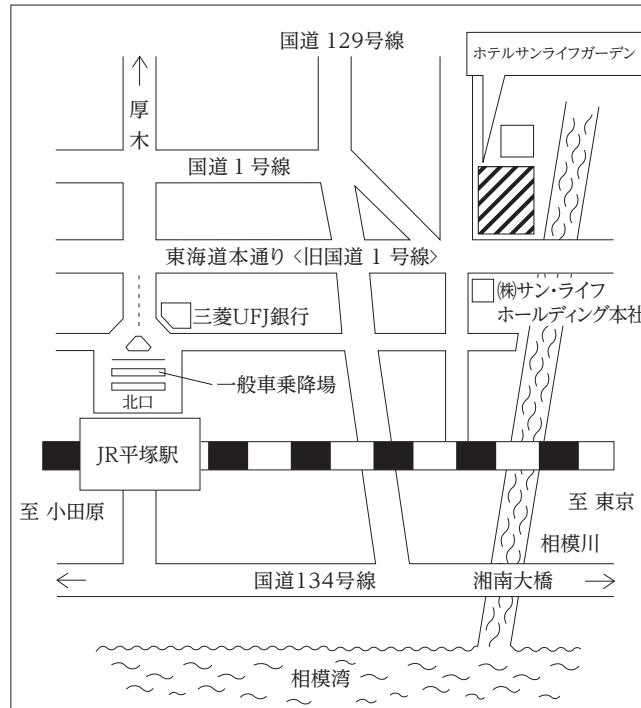
竹内恵司氏の略歴は次の通りであります。

氏 名	略 歴
たけ うち けい じ 竹 内 恵 司	1970年 12月 株式会社サン・ライフ代表取締役社長 1985年 12月 学校法人鶴嶺学園理事長 1997年 1月 社会福祉法人恵伸会理事長 2005年 6月 株式会社サン・ライフメンバーズ代表取締役 役会長 株式会社サン・ライフ代表取締役会長 2018年 10月 当社代表取締役会長 2021年 6月 社会福祉法人恵伸会理事 2021年 7月 学校法人鶴嶺学園理事

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県平塚市榎木町9番41号 TEL0463 (21) 7111
ホテルサンライフガーデン



※ 例年開催しております「株主懇談会」の開催はございません。また、ご来場記念品の提供もございませんのでご注意ください。株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社のウェブサイト (<https://sunlife-hd.jp/>)より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。